

M I C E施設の受入環境整備支援助成金交付要綱

30 公東観コ誘第 32 号

平成 29 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 4 月 1 日改正

(通則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施する M I C E 施設の受入環境整備支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この助成金は、東京都内に所在する M I C E 施設の機能強化につながる設備の導入等を支援することで、M I C E の受入環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) M I C E

企業系会議（M: Meeting）、企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）、国際会議（C: Convention）、展示会・見本市・イベント等（E: Exhibition/Event）の総称をいう。

ア 企業系会議（M: Meeting）

複数の海外拠点を有する国内外の企業等が、海外複数拠点の管理者や従業員を呼び寄せ合う会議

イ 企業の報奨・研修旅行（I: Incentive Travel）

複数の海外拠点を有する国内外の企業等が、社員・代理店の表彰、顧客の招待、従業員の研修を目的に、海外複数拠点から対象者を呼び寄せ実施する報奨・研修旅行

ウ 国際会議（C: Convention）

国家機関、国際機関・団体（各国支部を含む）、学術・産業等の団体や協会等が主催又は後援する会議

エ 展示会・見本市・イベント等（E: Exhibition/Event）

国家機関、国際機関、団体（各国支部を含む）、学術・産業等の団体や協会等が主催又は後援する展示会、見本市、国際会議に付随するイベント等

(2) 国際的な M I C E

参加者が概ね 400 名以上であり、かつ参加国数が 5 か国以上の M I C E をいう。

(3) M I C E 施設

都内で国際的な M I C E 受入を行う以下の常設の施設をいう。

ア 会議施設

イ 展示施設

ウ 宴会場（レストランは含まない）を持つホテル

エ 会議場や講堂・ホール等を持つ大学等（会議場に教室は含まない）

(助成金交付対象者)

第4条 助成金交付対象者は次のとおりとする。

- (1) 助成金の交付対象者(以下「助成事業者」という。)は第5条に定める施設で、第6条第1項に定める事業を自らの費用負担で実施する者とする。
- (2) 都内でMICE受入を行う施設の所有者又は管理運営者等で、次の要件を全て満たす者とする。
 - ア 法人格を有し、3回以上決算を行っていること。
 - イ 応募する時点において、法令等に違反する事実がないこと。
 - ウ 事業税その他租税の未申告又は滞納がないこと。
 - エ 公的機関等との契約における違反がないこと。
 - オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある法人でないこと。
 - カ 政治活動、宗教活動、選挙活動を事業目的とする法人でないこと。
 - キ 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。法人の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員に、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当するものがないこと。
- (3) 助成事業者は、助成の対象となるMICE施設において、MICEの主催者や参加者を対象に次の取組を行う者とする。
 - ア 都内の観光情報の発信
周辺エリアの紹介パンフレット作成、デジタルサイネージでの観光コンテンツの放映、当該施設ウェブサイトでの観光情報の紹介など
 - イ 東京観光ツアー・文化体験プログラムの提供等

(助成金交付対象施設)

第5条 助成金の交付の対象となる施設(以下「助成対象施設」という。)は、今後10年以内に国際的なMICEの受け入れの予定がある都内の常設のMICE施設とする。

(助成金交付対象事業等)

第6条 財団理事長(以下「理事長」という。)は、助成事業者が新たに取り組む別表1-1の助成事業の欄に掲げる事業を行うために必要な経費のうち、助成金の交付の対象として必要かつ適当と認める経費(以下「助成対象経費」という。)について、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

なお、助成事業は交付決定日以降に開始し、原則、平成31年2月28日までに完了するものとする。

2 助成対象経費は、別表1-1の助成対象経費の欄に掲げるものとする。

なお、別表1-1の助成対象外経費の欄に掲げる経費については、助成金の交付対象にしないものとする。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、別表1-2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（助成金の経理等）

第8条 助成事業者は、助成事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（検査等）

第9条 理事長は、助成事業者に対し助成事業の実施状況、助成金の収支及び助成金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

- 2 理事長は、助成事業中及び完了後においても、助成事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該助成事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

（助成事業の公表と成果の発表）

第10条 理事長は、助成事業者の名称・代表者名を公表することができる。

- 2 理事長は、必要があると認めるときは、助成事業の成果を公表し、また助成事業者に発表させることができるものとする。

（都との情報共有）

第11条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有することとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1－1（M I C E施設の受入環境整備に係る助成事業及び助成対象経費等）

助成事業	助成対象者が助成対象施設において実施する以下の事業 1. 情報通信機能の強化に向けた事業 (1) 無線 LAN の設置* (2) デジタルサイネージの設置 2. 映像機能の強化に向けた事業 (1) 高解像度プロジェクター（4K 以上）の設置 (2) 大型スクリーン（固定式のみ）の設置 3. 会場設備機能の強化に向けた事業 (1) 同時通訳システムの設置 (2) 外国人の体形に対応した M I C E 用の机及び椅子の導入** 4. 多言語対応機能の強化に向けた事業 (1) M I C E 用ウェブサイトの多言語化*** (2) M I C E 用パンフレットの多言語化*** (3) 助成対象となる M I C E 施設内の案内表示等の多言語化**** 5. セキュリティ機能 (1) 高性能防犯カメラの設置 (2) 入退室管理システム（アクセスコントロール）の設置 6. その他、理事長が M I C E 施設の受入環境整備のために必要と認める事業
助成対象経費	上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。 ・ 機器/備品購入費（1 件 10 万円以上）、設置工事費（レンタル機器に係る経費を除く）、機器の設置に伴う改修工事費、制作費、印刷製本費、翻訳費等 ただし、以下は助成対象経費から控除する。 ・ 寄付金や広告収入
助成対象外経費	・ 本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費 ・ 経常的な経費（施設設備の維持管理費、光熱水費、人件費、事務的経費等） ・ 事業目的に照らして直接関係しない経費や助成金の交付に関して適切ではない経費 ・ 消費税及び地方消費税相当額 ・ 他の助成金等の助成制度の対象となった経費

* 無線 LAN は、M I C E に利用する会議室、展示場、ホール、ホテルの宴会場及び宴会場等と併せて利用するホワイエに対して設置するものとする。また、整備する会議室等で M I C E 参加者が同時接続可能でストレスなく利用でき、セキュリティ対策が確保されていること、高速かつ安定した環境とすることを前提とする。

** 机は高さ 72cm 以上、椅子は座面の高さ 44cm 以上のものとする。

*** ウェブサイト及びパンフレットは、M I C E や business events と明確に記載してある等、M I C E 向けと証明できるものに限る。

**** M I C E に使用する会場等を案内する表示に限る。

別表 1－2（M I C E施設の受入環境整備に係る助成金の額）

財団が助成事業者に交付する助成金の額は、次に掲げる額とする。

1 助成率

1 施設当たりの助成対象経費の2分の1以内

2 助成限度額

1 施設当たり、30,000 千円

ただし、過去に助成を受けた施設については合計額を 30,000 千円とする。